

本事業の公募は、本来令和4年度予算が成立した後に行うべきものですが、できるだけ早期に事業を実施するために、予算成立前に行うことといたしました。そのため、予算の成立状況によっては、内容に変更が生じることがある点に留意してください。

## 令和4年度 社会福祉振興助成事業 募集要領（モデル事業）（案）

社会福祉振興助成事業（ＷＡＭ助成）では、地域共生社会の実現に向けて、通常助成事業のほかにモデル事業を実施します。

### 1. 助成の目的

モデル事業は、社会課題が一層複雑化するなか、これまで民間福祉活動団体が培ってきたノウハウや連携体制をもとに、事業を通じて新たに明らかとなった課題や社会的に認知が進んでいない課題に対応することを目的とします。

### 2. 助成対象事業

#### （1）モデル事業の要件等

モデル事業		
事業の内容	地域連携活動支援事業	全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
	助成先団体が関係機関との継続的・相互的な連携体制の構築を通じて、政策化・制度化を目指すことをもって、地域における面的な成果の広がりを目指す事業	助成先団体が幹事的役割を果たし、各地域のNPO等との継続的な連携体制の構築を通じて、政策化・制度化を目指すことをもって、全国的・広域的なセーフティネットの充実を図る事業
事業の要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・国や自治体において政策化・制度化を目指す新たな「モデル」となり得る活動であること</li><li>・既存事業の継続のみを目的とした計画や通常助成事業と同じ申請内容を複数年継続する計画は対象外</li><li>・複数年にわたり安定した運営を行うため、事業の実施体制を確実に確保すること</li><li>・連携団体と事業目標の共有化を図った上で事業を推進すること</li><li>・事業成果の可視化を念頭に置き、評価を実施すること</li><li>・外部評価者又は伴走支援者（※）と共に定期的な進捗管理を行い、結果を報告すること</li></ul>	

	※外部評価者又は伴走支援者の人数については、特に制限を設けていませんが、政策化・制度化につなげていくために必要な調査の補助及び政策化・制度化に向けての事業の進捗、改善、成果の可視化等について客観的な視点での助言等がその役割として求められるため、助成事業で取り組む課題・分野の専門家を必ず入れるようにしてください。
助成期間	2～3年以内 ・事業計画に基づき、連続する2年又は3年にわたり助成金の交付対象とすることを予定しています。ただし、次年度の助成金を保証するものではありません。また、採択された場合であっても、予算の都合等により助成金額の減額や助成の終了となる場合があります。 ・助成金の交付申請及び交付決定は年度毎に行います。次年度の審査は、当年度の実施状況を踏まえて行うため、審査の結果によっては、次年度以降の助成金額の減額や助成の終了となる場合があります。
助成金額	3年間の合計：3,000万円まで 2年間の合計：2,000万円まで
対象経費	「令和4年度 社会福祉振興助成事業 募集要領（通常助成事業）（案）」に準ずることとします。なお、事業の実施体制において、一時的に雇用する人材では対応できない専門性を必要とする業務も実施可能とする観点から、団体の職員が助成事業に従事した時間の賃金相当額（時給換算により計算した基本給・通勤費相当に限る）を対象経費に含めることができるものとします。ただし、対象経費とすることができる範囲は助成金額に対して50%を上限とします。

## (2) その他

- ・事業実施する団体との情報交換会や研修の開催等、助成期間中の運営支援等を積極的に行っていく予定です。
- ・「通常助成事業」・「モデル事業」・「コロナ禍における生活困窮者及びひきこもり支援に係る民間団体活動助成事業」のそれぞれ1団体1事業ずつご応募いただけます。ただし、応募する事業内容がそれぞれ異なる場合に限ります（同一内容で3事業に応募することはできません）。
- ・採択については、「通常助成事業」・「モデル事業」・「コロナ禍における生活困窮者及びひきこもり支援に係る民間団体活動助成事業」のいずれかとなります。
- ・継続2年目及び3年目の応募については、独立行政法人福祉医療機構事務局より応募様式等を別途ご案内いたします。
- ・上記以外の事項については、「令和4年度社会福祉振興助成事業募集要領（通常助成事業）（案）」に準ずることとします。

## 3. 提出期限

令和4年1月31日（月）PM3:00（応募フォーム登録完了）

※締切り後の受付は一切いたしませんのでご注意ください。

## 別紙1 助成テーマ

### ＜安心につながる社会保障＞

- (1) 安心して暮らせるための地域共生社会の実現に向けた包括的な支援に資する事業
- (2) 求められる介護サービスを提供するための多様な人材の確保、生産性の向上に資する事業
- (3) ヤングケアラーを含む介護する家族の不安や悩みに答える相談機能の強化・支援体制の充実に資する事業
- (4) 介護に取り組む家族が介護休業・介護休暇を取得しやすい職場環境の整備に資する事業
- (5) 介護と仕事を両立させるための働き方改革の推進に資する事業
- (6) 元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取り組み強化及び高齢者への多様な就労の機会の確保に資する事業
- (7) 障害者、難病患者、がん患者等の活躍を支援する事業

### ＜夢をつむぐ子育て支援＞

- (8) 結婚、子育ての希望実現の基盤となる若者の雇用安定・待遇改善に資する事業
- (9) 妊娠・出産・育児に関する各段階の負担・悩み・不安を切れ目なく解消するための支援事業
- (10) 子育てを家族で支える三世代同居・近居しやすい環境づくりに資する事業
- (11) 出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実・多様な人材の確保・生産性の向上に資する事業
- (12) 出産・子育ての現場である地域の実情に即した働き方改革の推進に資する事業
- (13) 希望する教育を受けることを阻む経済事情など様々な制約の克服に資する事業
- (14) 子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化に資する事業

### ＜被災者支援・災害時の支援体制づくり＞

- (15) 災害における被災者支援、災害時における支援を担う人材の育成に係る研修や訓練に関する事業